平成24年8月28日
法務委員会
国民の生活が第一
森ゆうこ
（平成24年7月31日法務委員会会議録より。傍線は森ゆうこ事務所による。）

すか。ただ、一部、不用意にというか、問答形式でありもしないことを書いてしまったので、それについては減給処分。

きちんと調査したんですか。今の答弁、全くおかしいですよ。ただ、ここだけ何度もやっているわけにいかないので、また次回聞きますけれども、きちんと次回までに調査をした監察官に聞いてきてください。そういうことを言ったのかどうか、聞いてください。

報告書の読み手は誰か。要するに、検察審査会の十一人のメンバーも想定していたということなんだろうと思いますけれども。そうしますと、齋藤検事の報告書、齋藤副部長の報告書に下線が引いてある理由は何ですか。

○政府参考人（稲田伸夫君）　この報告書は、原案を佐久間元部長が作成したものでございまして、それを最終的に齋藤が確認をして署名をしたものでございますが、この佐久間が起案した際に、小沢氏への報告などに関する石川氏らの供述については、小沢氏の事件に係る起訴相当議決において共謀に関する直接証拠と位置付けられている重要な証拠であり、他方、検察はそのやり取りについて具体性に欠けるなどと評価していたので、そのやり取り部分などが検察審査会に分かりやすいようにするため、その一部にアンダーラインを引いたと認めたものと承知しております。

○森ゆうこ君　つまり、素人の国民が密室の検察審査会でその捜査報告書、アンダーラインが引かれた捜査報告書を読んで、そのアンダーラインの部分が重要だと、アンダーラインの部分が重要だというふうにその検察審査員たちが認識する、そういうふうにするためにアンダーラインを引いたということでよろしいですか。

○政府参考人（稲田伸夫君）　ちょっと言葉の使い方の問題なんだろうと思いますけれども、捜査報告書の中にはいろいろと証拠の引用の部分がございまして、それぞれにおいて、その石川氏の供述の信用性を評価する上でのいろいろな部分がございます。特に、アンダーラインを引いた部分についても、そういう意味で重要な部分ということから、こういうアンダーラインを引いたというふうに承知しているところでございます。

○森ゆうこ君　意味がよく分かりませんね、今の答弁は。

つまり、本当は検察審査会というのは、検察の行った不起訴の判断、これは正当であった、検察は恣意的に不起訴にしたわけではない、一生懸命捜査したけれども、起訴にするに足る十分な証拠がなかったということで不起訴にして、それに対しておかしいというふうに言われて、今度、起訴議決をする前には、いや、我々がやった捜査は正しかったんです、不起訴にしたことは正しかったんですと、自らが弁明に行くわけでしょう。その検察審査会に対して、何でこういうふうにアンダーラインを引いた、そのアンダーラインの部分は、つまり我々は起訴できなかったけれども起訴してくださいと、そういう部分を強調したところにアンダーラインが引かれておりますけれども、おかしいんじゃないでしょうかね。

それで、田代検事が、度々、これ本当にこうおっしゃったんですか、記憶がごっちゃになった。まず、この記憶がごっちゃになったというフレーズを度々繰り返したのかどうかということと、記憶がごっちゃになった、そして、五時間に及ぶ捜査、取調べ、全くメモも取らずに、記憶がごっちゃになったと言って偽の捏造捜査報告書を作る。それを信用できるとしたわけですね。

その田代検事の記憶がごっちゃになったという、そういうフレーズを使ったのかどうか。その記憶がごっちゃになったという説明を、これは信用できるというふうに最高検は判断し、そして滝法務大臣もそれを了承したわけですけれども、この記憶がごっちゃになって、メモも何もない五時間分の取調べの状況等を報告書に書いた。これは何で信用できるというふうにしたんですか。

○政府参考人（稲田伸夫君）　まず、先ほどの答弁、若干不正確かもしれませんのでもう一度申し上げますが、アンダーラインを引いた部分が必ずしも石川供述の信用性を肯定する部分のみならず、減殺する部分についてもアンダーラインが引かれているという意味で、価値中立的なアンダーラインの引き方であるというふうに私どもとしては考えております。それが一つです。

それと、今の田代検事のごっちゃになったという説明に関する部分でございますが、それにつきましては、刑事事件の観点からは、これを覆して故意があったというふうに認定することは困難であるというふうに判断をしたというのがまず捜査の結果でございます。

それから、監察調査といたしましては、このような思い違いをしていた可能性はあるものの、一定の疑念は残ると言わざるを得ず、具体的なやり取りの記憶として明瞭でない部分があったにもかかわらず、問答式で整理して記載したことは不適正と言わざるを得ないというふうに帰結しているところでございます。

○森ゆうこ君　全く日本語になっていないというふうに思います。

皆さん、先生方も御存じないかと思うので申し上げますと、今私が議論をしております田代検事の捏造捜査報告書、そしてアンダーラインが引かれた齋藤検事の、齋藤副部長の捜査報告書、これは佐久間当時の特捜部長が自ら書いたというふうにも言われておりますけれども、そういう捜査報告書、木村検事の捜査報告書、そして石川議員の録音、取調べを隠し取りした録音の反訳書、これは全てインターネット上に五月の連休中にロシア語のサイトにまずアップをされて、そしてそれが国内のある人のサイトに集約されて、もう国民の全てが見られるような状況になって実は大変な騒ぎになっていると。

誰が見ても今の刑事局長の説明がおかしいというふうな内容でございまして、ちょっと具合が悪くなりそうなんですけれども、検察官というのは、私は、我が国において最も難しい試験を通過する。試験を通って、そして、それはただ勉強ができたとかって、そういうことではなくて、本当に正義感にあふれ、この国に法と正義、我が国が法治国家として、そして我が国が本当に民主主義国家として成立をすると、その基盤を守るという、もう非常に尊い使命感に燃えた、そういうすばらしい人たちが司法試験に合格し、秋霜烈日のバッジを付けているんだというふうに思っておりますけれども。難しい試験を通って、この日本語になっていない言い訳ばかりを繰り返す、そんなためにそのバッジを付けていらっしゃるわけではないというふうに思うんですけれども。

大臣、大臣に伺いますが、私がなぜここまでこの問題にこだわっているのか、恐らくなかなか分かっていただけていないようなので、ちょっとお聞きします、通告していないんですけれども。検察官の独任制といいますか、検察、それについて、検察権行使の権限主体と検察官は言われているわけでございますけれども、このことについて、大臣のお考えをお述べいただきたいと思います。

○国務大臣（滝実君）　やはり検察官というのは、基本的には一人一人が独任制の立場で、いろんな、あちらこちらからのいわゆる圧力、そういうものに左右されずに、独任制ですから、一人一人が独立した判断を行う、これが検察官としての使命というふうには理解をいたしております。

○森ゆうこ君　根拠になる条文もお答えをいただきたかったというふうに思いますけれども、その一人一人が独立をして、検察庁法第四条によれば、全ての検察の権限を一人で行使をできる、基本的には、条文からすればですね。もちろん、一体となってやるという、いろんな制約は掛かっているわけでございますけれども、それだけ重い権限、そしてその裏に責任があると。

ですから、この検察官、非常に重い存在であるというふうに思いますし、その検察官が記憶がごっちゃになってこんなでたらめの捜査報告書を提出する。そして、それが意図的ではないと簡単に判断をして、そして組織的な関与も疑われている中、このようないいかげんな報告書を出して終